

伏見地域ふれあい会館管理規程

伏見地域ふれあい会館は、だれでも、いつでも、様々な目的の活動をするため、自由に、気軽に使用できる施設である。伏見地域ふれあい会館の目的を遵守するために以下の規程を設ける。

（目的）

第1条 本規程は、奈良市地域ふれあい会館条例及び奈良市地域ふれあい会館条例施行規則に基づき、伏見地域ふれあい会館（以下「会館」という）の健全な活動と円滑な管理運営を行うため、必要な事項を定めることを目的とする。

（管理運営）

第2条 会館の管理運営は指定管理者である伏見地区自治連合会（以下「連合会」という）が行うものとする。

- 2 会館の管理運営を円滑に行うため、伏見地域ふれあい会館運営委員会（以下、「運営委員会」という）を設置する。
- 3 運営委員会は伏見地域ふれあい会館内に置く。
- 4 運営委員会において必要な事項は別に定めるものとする。

（開館時間）

第3条 会館の利用時間は、9：00から20：30までとし、午前・午後・夜間の使用区分とする。（利用時間には準備と後片付けに要する時間を含む。）

午前 9：00～12：00

午後 13：00～16：00

夜間 17：30～20：30

（休館日）

第4条 会館の休館日は次のとおりとする。但し、運営委員会が必要と認めたときはこの限りではない。

（1） 毎週火曜日

（2） 年末年始 12月29日～1月4日

（利用申込手続）

第5条 会館を利用しようとする者は、備え付けの申込書に必要事項を記入し、2ヶ月前の月初めに会館事務所に提出する。（その日が休館日の場合はその翌日）。

- 2 会館を使用する団体において継続的に使用する場合は団体登録をすることができる。1年に1回登録更新を行うものとする。

(利用許可等)

第6条 運営委員会は、会館使用の申込が適切であると認めた場合、申込者に使用を許可する。

2 運営委員会は、申込者に使用を許可したときは、使用承認書を交付する。

(利用料金)

第7条 運営委員会は、条例に基づく利用料金を、会館利用者から徴収する。

2 使用者は申込時に規定の利用料金を支払うこととする。

3 運営委員会が必要と認めた場合、前項の利用料金を減免することができる。

	9:00~12:00	13:00~16:00	17:30~20:30	9:00~16:00 13:00~20:30	全日
大会議室	¥2,300	¥2,300	¥2,300	¥5,000	¥7,500
中会議室	¥1,500	¥1,500	¥1,500	¥3,300	¥5,000
小会議室	¥500	¥500	¥500	¥1,100	¥1,600

(利用制限)

第8条 運営委員会は、以下の内容に該当する活動のための利用申込があった場合、会館利用の申込者に対し、会館の使用を制限することができる。

- (1) 政治活動
- (2) 宗教活動
- (3) 営利を目的とした活動
- (4) 公序良俗に反する活動
- (5) 中学生以下のみでの活動（但し、保護者付き添いがある場合は可）
- (6) その他運営委員会が不相当と認めた活動

(利用許可の変更・取り消し)

第9条 運営委員会が緊急に必要と認めた場合、又は施設等に支障が生じた場合は、運営委員会は使用予約者に対し理由を説明した上で、利用日時の変更又は解約をすることができる。

(遵守事項)

第10条 会館の利用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 届出ていない施設及び附属設備は使用しないこと。
- (2) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる行為をし、又はこれらの恐れがある物品を携帯しないこと。
- (3) 利用終了時には、整理整頓・清掃及び保全確認し、施設を原状回復した

上、運営委員会に終了の旨を報告すること。

- (4) 施設又は附属設備を毀損、汚損、又は滅失したときは、速やかに運営委員会にその旨を報告するとともに、その損害を弁償すること。
- (5) 貴重品は自ら管理し、紛失等については自己責任とし、運営委員会及び連合会は一切の責任を負わない。
- (6) お互いに気持ち良く会館を使用するため、時間管理や清掃など他者への配慮を怠らないこと。また、ごみは必ず持ち帰ること。
- (7) 施設敷地内は、全面禁煙とする。
- (8) ペットの持ち込みは禁止とする。(介助犬は含めない。)
- (9) 飲食・飲酒については、認めるが運営委員会の判断により限度を超えると判断した時は使用を停止する。弁当容器や空き缶等は利用者で処分すること。
- (10) 施設に駐車場がないので車での来館を控えていただき、近隣の道路への駐車は絶対にしないこと。
なお、緊急用と障がい者用の駐車スペースは事前に事務所に使用許可を得たものに限る。
また、自転車は決められた場所に駐輪し、道路にはみ出して止めないこと。
- (11) 使用する備品機材について、持ち込んだ機材等は必ず持ち帰ること。
会館で保管はしない。
- (12) 管理上必要な指示に従うこと。

(規格外事項)

第11条 本規程に定めのない事項については、運営委員会で協議決定する。

(改廃)

第12条 本規程の改廃は、自治連合会の決議により行う。

(施行)

第13条 本規程は令和4年4月1日より施行する。